

保護者 殿

古川黎明中学校・高等学校
校長 吉田 信哉

学校感染症による出席停止について

学校保健安全法第19条により、生徒が感染症にかかった場合、本人の療養と他への感染を防ぐため、出席停止（欠席扱いとしない）の措置をとることとされております。

つきましては、趣旨をご理解の上、お子さまの健康に一層ご留意されますようお願いいたします。なお、主治医の登校許可が出ましたら、下記の報告書に保護者の方がご記入の上、お子さまが登校する日に学校へご提出ください。（診断書、医師の記入等は必要ありません。）

※新型コロナウイルス感染症による出席停止が解除された後、発症から10日を経過するまでは感染予防のため、マスクの着用を推奨します。

学校において予防すべき感染症の種類		出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現したあと5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第三種	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで

-----キ-サ-ト-サ-セ-ン-----

出席停止報告書

古川黎明中学校・高等学校長 殿

下記の感染症で出席停止を指示されましたが、主治医の登校許可が出ましたので報告いたします。

記

感 染 症 名 _____

受診医療機関名 _____

出席停止期間 令和____年____月____日 ~ 令和____年____月____日

____年____組 氏名 _____

保護者 氏名 _____